

市原県税事務所からのお知らせ

個人事業税について

- ◎ 事業所得等の金額が290万円を超える方は、個人事業税（県税）が課税されます。

税理士による無料申告相談 ～申告書を作成して提出できます～

- ◎ 次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますので、ご利用ください。
なお、会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早めにお越しください。
また、混雑の状況によっては、長時間お待ちいただくこともありますので、ご了承ください。

開催日	会場	所在地	受付時間
2月6日(火) ～2月8日(木)	市原市五井会館 (4階大ホール)	市原市五井中央西 2-3-13	9:00～12:00 13:00～15:00

- ◎ 土地・建物及び株式などの譲渡所得がある方並びに住宅借入金等特別控除を初めて受ける方は税務署の相談会場をご利用ください。
- ◎ 事業所得や不動産所得などのある方は、青色申告決算書または収支内訳書を事前に作成してお持ちください。
- ◎ 医療費控除を受けられる方は、あらかじめ「医療費控除の明細書」を作成してからご来場ください（詳しくは2ページ目をご覧ください）。
- ◎ 確定申告書の提出のみの受付は行いません。直接税務署に提出（郵送可）してください。

市役所での申告書作成相談のお知らせ

- ◎ 所得税等及び個人市民税・県民税の申告書の作成会場を次のとおり開設します。
なお、会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早めにお越しください。
また、混雑の状況によっては、長時間お待ちいただくこともありますので、ご了承ください。

会場		期間（土・日除く）	受付時間
市原市役所 (第2庁舎3階)	所得税確定申告	2月16日(金)～2月23日(金)	9:00～15:00
	市民税・県民税申告	2月16日(金)～3月15日(木)	9:00～17:15

- ◎ 所得税確定申告の相談対象者は、給与所得者・公的年金受給者のみです。個人年金・営業・農業・不動産・一時・配当所得、土地・建物及び株式などの譲渡所得、個人消費税等がある方並びに住宅借入金等特別控除を初めて受ける方は、税務署の相談会場をご利用ください。
- ◎ 「税理士による無料申告相談」との合同開催となります。
- ◎ 医療費控除を受けられる方は、あらかじめ「医療費控除の明細書」を作成してからご来場ください（詳しくは2ページ目をご覧ください）。
- ◎ 自宅等で作成済みの所得税の確定申告書の提出のみの受付は行いません。直接税務署に提出（郵送可）してください。

回覧



納税だより

発行者 平成30年1月
 千葉南税務署 (043) 261-5571
 市原県税事務所 (0436) 22-2171
 市原市役所 (0436) 22-1111

申告と納税の期限

税目	申告期限	納付期限	申告書提出先
所得税等・贈与税	3月15日(木)	3月15日(木)	税務署
個人消費税	4月2日(月)	4月2日(月)	税務署
個人事業税	3月15日(木)	1期:8月31日(金)・2期:11月30日(金)	県税事務所
個人市民税・県民税	3月15日(木)	普通徴収(年4回)(6月・8月・10月・翌年1月の末日)	市役所

- ◎ 税務署に所得税等の確定申告書を提出された方は、個人事業税及び個人市民税・県民税の申告の必要はありません。
 - ◎ 所得税等、個人消費税、個人事業税及び個人市民税・県民税は、振替納税がご利用いただけます（ご利用されない方は、金融機関等において、各税の納付期限までに納税が必要です）。
 - ◎ 申告期限や納付期限を過ぎると、加算税や延滞税がかかる場合がありますのでご注意ください。
- ※ 本紙面において「所得税及び復興特別所得税」を「所得税等」、「個人事業者の消費税及び地方消費税」を「個人消費税」と記載しています。

申告書の作成は国税庁ホームページで！

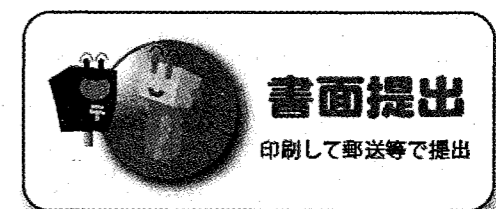
確定申告書の作成は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」が便利です。

【国税庁ホームページを利用すると・・・】

- 税額などが自動計算されるので計算誤りなし！
- 作成したデータをe-Taxを利用して送信！
- 印刷して提出！
- 税制改正にも対応！



又は



- 確定申告書等作成コーナーの操作に関する問合せ先 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(電話:0570-01-5901)にお尋ねください。

国税庁ホームページの

確定申告

検索

税務署での確定申告相談について

- ◎ 所得税等・贈与税及び個人消費税の確定申告書作成会場を、次のとおり開設します。
なお、会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早めにお越しください。

期 間	平成30年2月13日(火)から 3月15日(木)まで(土・日を除く。) ただし、2月18日(日)及び2月25日(日)は開設します。
場 所	千葉南税務署 千葉市中央区蘇我5-9-1
時 間	【受付】 8:30~(提出は17:00まで) 【相談】 9:00~17:00

- ◎ 確定申告書作成のために来署される場合は、上記期間にお越しください。
- ◎ 会場開設日及び最終週は、大変な混雑が予想されますのでご了承ください。

お車での来署はご遠慮ください

2月1日(木)から3月15日(木)までの間は、当署の駐車場は使用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。

なお、税務署の近隣にも駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

また、上記期間以外も駐車台数に制限がありますので、お車での来署はご遠慮いただきますようご理解とご協力をお願いします。

医療費控除を受けるための手続きが変わりました!

- ◎ 平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに『**医療費控除の明細書**』の添付が必要となりました。
(領収書の提出は不要となりました。)

- ※1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
 - ※2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- (注) 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です!

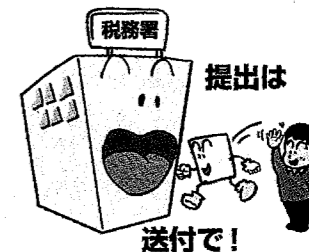
- ◎ 平成28年分以降、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書は**税務署へ提出する都度、マイナンバー(個人番号)の記載と、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。**

《本人確認書類の例》

- ① マイナンバーカード(個人番号カード)のみ(【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。)
 - ② 通知カードなど【番号確認書類】+ 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】
- ※1 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し(表裏両面)または②の写しを添付してください。
※2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

郵送等で提出される方へ

- ◎ 郵送等で提出される方は、送付する封筒等に、ご自分の住所・氏名を記載してください。また、確定申告書等の「控え」に税務署の受付印が必要な方は、控えにも提出用と同様に必要事項をボールペン等で記載の上、切手を貼った返信用封筒等を同封し、提出用と併せて送付してください。
- ◎ 税務上の申告書や申請書・届出書は、郵便法上「信書」に該当しますので、信書取扱可能な郵送又は信書便で送付願います。
なお、上記以外の方法(各種小包・宅配便等)で送付した場合は、税務署に到達した日が提出日となりますので、ご注意ください。



《送付先》〒260-8688 千葉市中央区蘇我5-9-1 千葉南税務署

納税は便利な口座振替で!

- ◎ 所得税等、個人消費税の納税には、便利な口座振替をご利用ください。新規に利用される場合には「**預貯金口座振替依頼書**」を提出する必要があります。
お申込方法など詳しくは、税務署又は各金融機関等へお尋ねください。
- ◎ 平成29年分確定申告の口座振替日は、次のとおりです。



所得税等 **平成30年4月20日(金)**

個人消費税 **平成30年4月25日(水)**

- ◎ 振替日の前日までに、あらかじめ預貯金口座の残高をご確認ください。振替日に引き落としができない場合には、納付期限の翌日から延滞税がかかりますので、ご注意ください。
 - ◎ すでに口座振替をご利用いただいている方は、金融機関の変更及び転居等による所轄税務署の変更がない限り、改めて手続きする必要はありません。
 - ◎ 一部、インターネット銀行等、ご利用にならない金融機関があります。
- 《問合せ先》千葉南税務署 043-261-5571

還付金の受取りは口座振込みで!

- ◎ 還付金の受取りは、預貯金口座への振込みをご利用ください。
還付金の振込先は、通帳等を確認して記載してください。
- ◎ 還付金の振込先の記載に誤りがあると振込不能となり、再手続きにかなりの期間を要します。

《ご注意を!!》還付金の受取口座は、申告者本人の名義に限ります。

財産債務調書及び国外財産調書の提出について

- ◎ 所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、平成29年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ、平成29年12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、「**財産債務調書**」を3月15日(木)までに提出する必要があります。
- ◎ 平成29年12月31日において、その価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する方は、「**国外財産調書**」を3月15日(木)までに提出する必要があります。